

平成29年 3月30日
建住 第 6029 号
令和 7年 3月28日
建住 第 5323 号

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の取扱いについて

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例(令和5年山梨県条例第12号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号から第4号まで及び第7号に係る取扱い、及び同条第2項第3号の知事が指定する用途を下記のように定め、令和7年4月1日から適用する。

記

- 1 条例第3条第2項第3号の知事が指定する用途は、次に掲げるものとする。
 - ① 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 - ② 水産物の増殖場又は養殖場
 - ③ 卸売市場
 - ④ 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - ⑤ その他一次エネルギー消費量の算定対象とならない部分が大半である用途
- 2 建築物内の非住宅部分の用途が工場、倉庫その他これらに類するもの(以下「工場等」という。)のみの建築物であり、部分的に事務室等を有するような場合にあつては、非住宅部分全体の用途が工場等と判断できるものは当該金額を適用するものとする。
- 3 増改築に係る申請において条例に定める金額を適用する際の申請に係る床面積は、増改築部分の床面積の合計によって算出するものとする。
- 4 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料の額、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料の額は、変更する部分の床面積にかかわらず、変更後の建築物全体の床面積によるものとする。なお、増改築に係る申請においては、上記3に準じて取り扱うものとする。

以上